

センターホームページに「よくある質問と申請書類の不備」を掲載しますのでご確認ください、誤りのない申請をお願いします。

補助金の募集要件

- 補助金交付申請の受付期間及び申請車両の初度登録(届出)期間は次の通りです。

補助金申請書受付期間	2019年4月22日～2020年3月2日(必着)
申請対象となる車両の初度登録期間※	2019年1月1日～2020年2月21日

※2018年12月31日以前の初度登録車両は補助金申請の対象外です。

- 個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は次の通りです。

- ▶ 車両代金の全額の支払いを完了した上で(リース会社が申請する場合はリース契約締結完了した上で)、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内です(翌月の前日までの消印有効)。
但し、代金の支払い事務手続きの関係で、車両登録日までに車両代金の支払いが完了しない場合は、例外的に、初度登録日(届出日)の翌々月の末日までの提出を認めます。(消印有効)

< 補助金交付申請書の提出期限の例(当月10日に初度登録(届出)した車両) >

当月	翌月	翌々月
▽10日 初度登録(届出)	▽9日(消印有効) 提出期限	▽31日(消印有効) (例外的)提出期限

- ▶ ただし、受付開始当初の例外として、初度登録日が2019年1月1日～4月30日の車両の補助金申請書の提出期限は、2019年6月30日まで(消印有効)とします。
- 補助金交付申請書は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付は行いません。
☆(注意) 補助金交付申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。